

「南相馬市小高区商業施設」の概要

1 事業の目的

小高区では、昨年7月の避難指示解除以降、住民の帰還が徐々に進み、平成29年12月12日現在の居住人口は1,076世帯、2,371人となっている。

しかし、小高区には未だスーパーマーケットがなく、多くの住民が小高区外まで買い物に行っており、不便を強いられている。

このため、小高区の住民からはスーパーマーケットの開店が強く望まれているが、現在の小高区の人口規模では店舗開店に係る初期投資経費を回収できない等の理由から、民間事業者の出店の見込みがたっていない。

このような状況に鑑み、市では、小高区に居住している住民の生活利便性の向上や帰還を検討している住民の帰還意欲の向上を図るため、公設で商業施設を整備し、住民の日常生活に不可欠な買い物環境を確保するものである。

2 施設の概要

○構造：鉄骨造平屋建て

○敷地面積：1,566.96 m²

○延床面積：431.70 m²

(内訳)

区 分	面 積	区 分	面 積
物販スペース	231.06 m ²	レジカウンター	10.14 m ²
コミュニティスペース	18.00 m ²	多目的トイレ	4.56 m ²
トイレ1	3.33 m ²	トイレ2	3.33 m ²
作業室	46.04 m ²	ストックルーム	31.68 m ²
プレハブ冷蔵庫	3.60 m ²	プレハブ冷凍庫	3.60 m ²
事務室	21.96 m ²	休憩・ロッカー室	10.44 m ²
従業員トイレ	6.48 m ²	風除室	9.00 m ²

3 事業費等

○事業費 300,161 千円

○財 源

内 訳	金 額
①自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（3 / 4）	206,698 千円
②震災復興特別交付税（1 / 4）	68,899 千円
③復旧・復興基金	24,564 千円

4 条例の概要

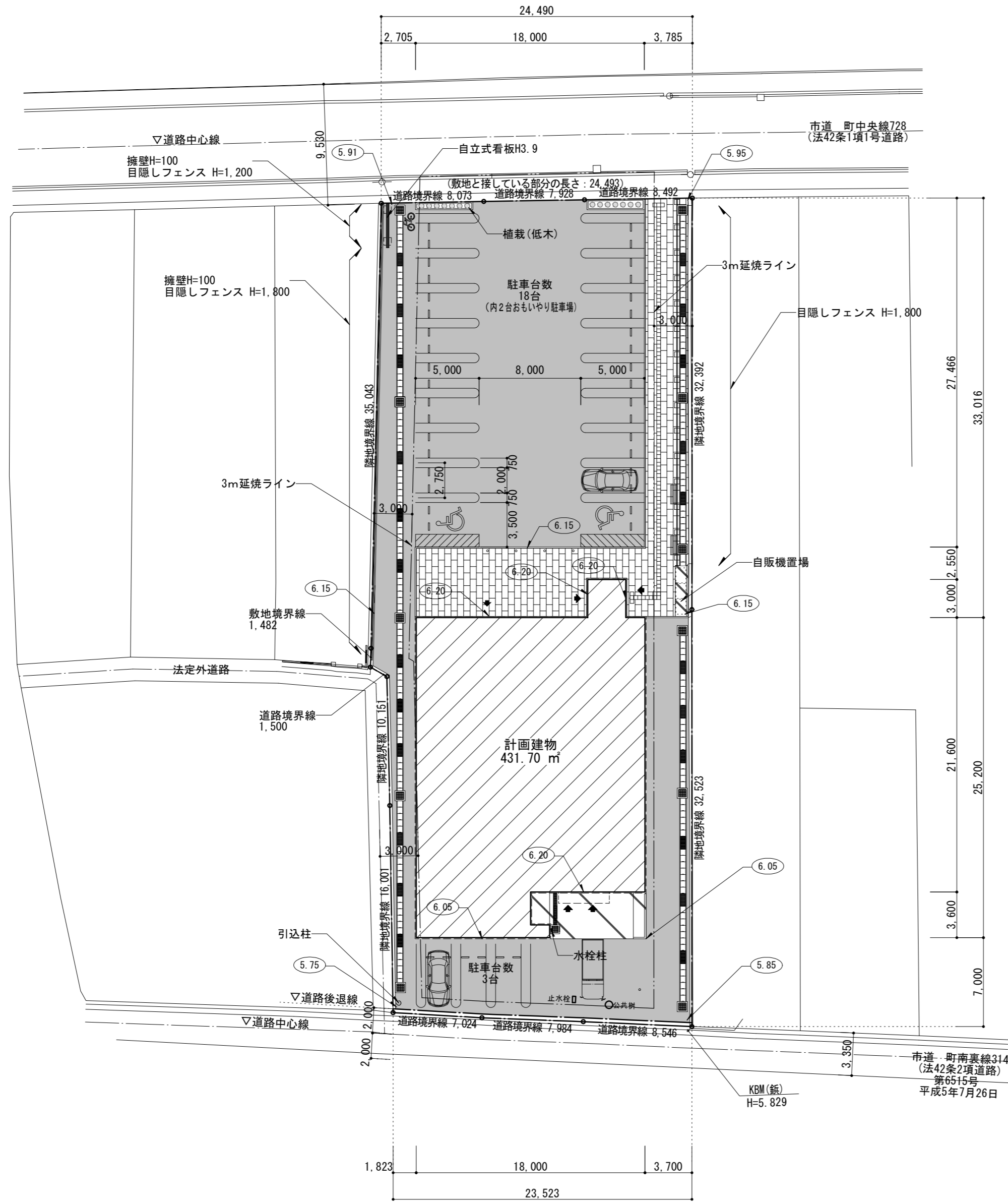
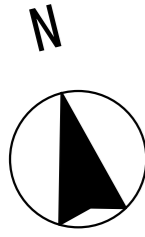
- (1) 名 称 南相馬市小高区商業施設
- (2) 位 置 南相馬市小高区上町一丁目 5 6 番地
- (3) 事業内容 (条例第 3 条)
- ・食料品及び日用雑貨等の販売に関すること。
 - ・地域住民の交流の場の提供に関すること。
 - ・地域情報の発信に関すること。
 - ・その他商業施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (4) 休業日・開業時間 (条例第 4 条・第 5 条)
- ・休業日：商業施設は、原則、無休とする。
ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休業日を定めることができる。
 - ・開業時間：午前 9 時から午後 7 時
ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開業時間を変更することができる。
- (5) 管理の方法 (条例第 7 条)
- ・指定管理者による管理
 - ・平成 30 年度に公募により決定
- (6) 施行日 (条例附則)
- 平成 30 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、指定管理者関係 (公募、指定、協定締結等) については公布の日から施行する。

5 スケジュール

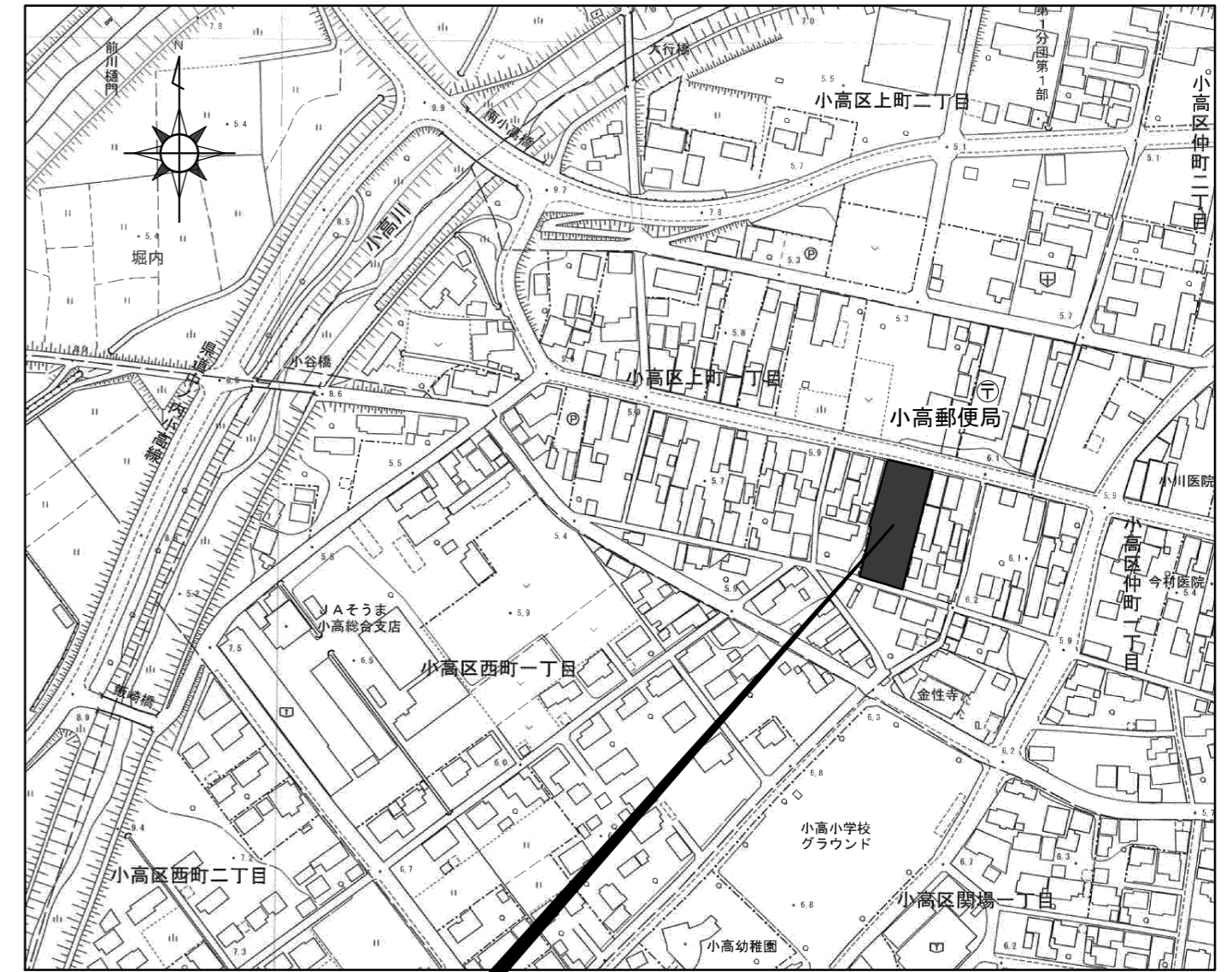
年	月	内 容
平成 29 年	12 月	工事請負契約議決
		建設工事着工
平成 30 年	3 月	設置条例 (議会上程)
	4 月	指定管理者公募 (条例議決後)
		名称公募
	5 月	指定管理候補者決定
	6 月	指定管理者指定 (議会上程)
		名称決定
10 月	完成 (工期 : H30. 10. 31)	
12 月	開所	

完成イメージ図





付近見取図



建設地：福島県南相馬市小高区上町一丁目
52・53・54・55・56・57・58・59・60番

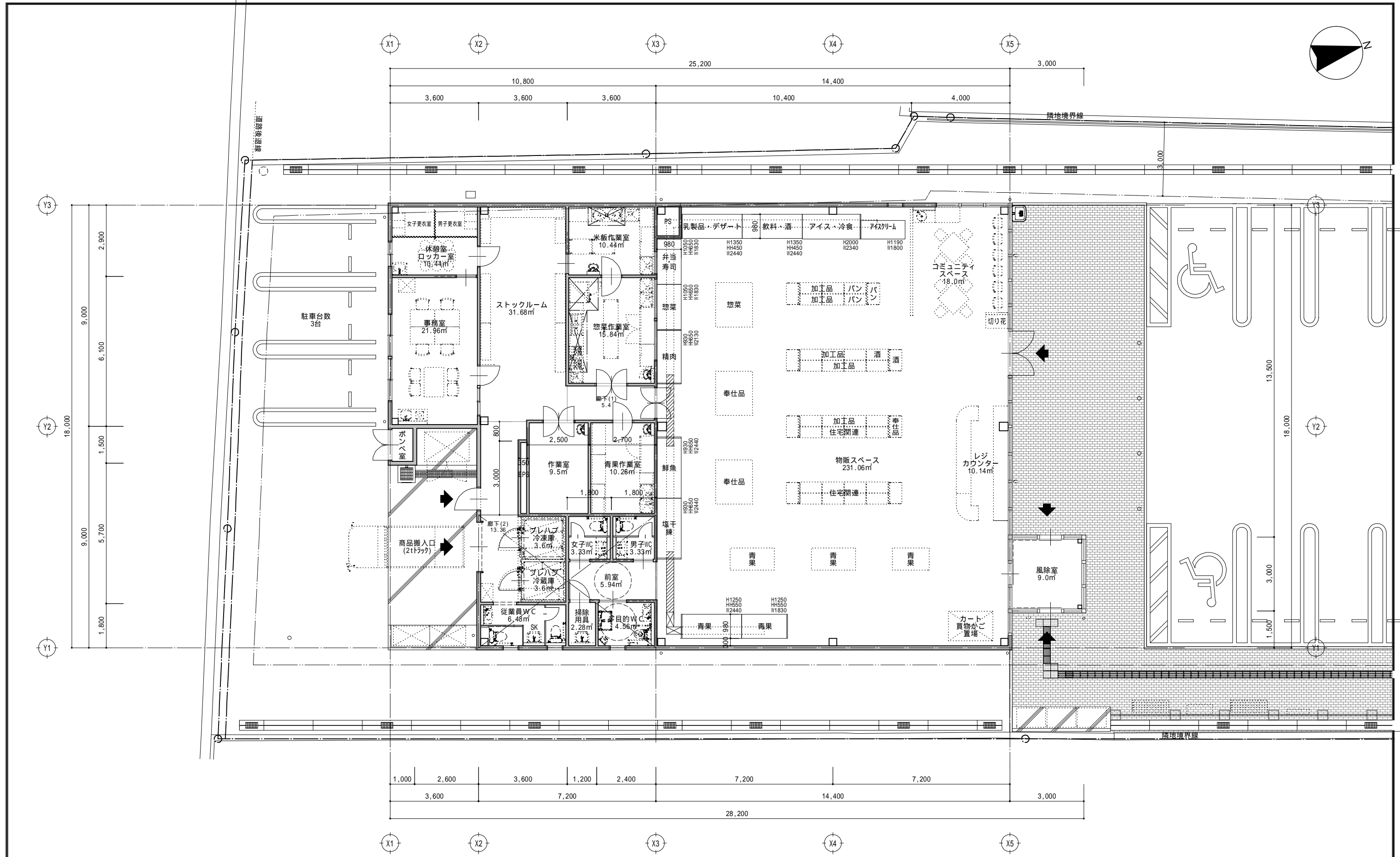
配置図 S=1/300
設計GL=6.15 (KBM+0.321)

平成 29 年	工事名称	小高区商業施設建設工事	設計図
10 月	日	付近見取図・配置図	S=1/300

株式会社		小島建築設計事務所
福島県北沢又字稲荷中川原 1 TEL558-3322 FAX557-4091		

開設者	登録第114456号	小嶋 裕一
一級建築士事務所登録	登録第3265号	
構造設計一級建築士		
管理建築士		
一級建築士 (大臣)	登録第321883号	内山 勇二
構造設計一級建築士	登録第9042号	

No.	A-15	枚ノ内
-----	------	-----



平面図 S=1/100 床面積 431.70 m²

平成 29 年 10 月 日	工事名称	小高区商業施設冷ケース購入	設計図	 株式会社 小島建築設計事務所 福島市北沢又字福荷中川原 1 TEL558-3322 FAX557-4091	一級建築士事務所登録 第11(905)1181号	開設者	一級建築士(大臣) 登録第114456号 小嶋 裕一	No. J-03
	平面図	S=1/100	管理建築士 一級建築士(大臣) 登録第321883号 内山 勇二 構造設計一級建築士 登録第9042号			枚/内		

南相馬市条例第 号

南相馬市小高区商業施設条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 244 条第 1 項の規定に基づき、日常生活に欠かすことのできない食料品及び日用雑貨等の販売を行い、旧避難指示区域の買い物環境の確保と生活利便性の向上を図るため、南相馬市小高区商業施設（以下「商業施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 商業施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市小高区商業施設

位置 南相馬市小高区上町一丁目 56 番地

(事業)

第 3 条 商業施設は、次の事業を行う。

- (1) 食料品及び日用雑貨等の販売に関する事。
- (2) 地域住民の交流の場の提供に関する事。
- (3) 地域情報の発信に関する事。
- (4) その他商業施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(休業日)

第 4 条 商業施設は、原則、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休業日を定めることができる。

(開業時間)

第 5 条 商業施設の開業時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開業時間を変更することができる。

(損害賠償)

第 6 条 故意又は過失により施設及び設備機器（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害

額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、指定管理者に商業施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第8条 市長は、指定管理者に商業施設の管理を行わせようとするときは規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、商業施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りではない。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 商業施設の管理及び運営に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、商業施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第10条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 商業施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 商業施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。

(6) 業務上知り得た個人情報（南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準（指定管理者の指定等の公告）

第11条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第16条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（管理の基準）

第12条 指定管理者は、次に掲げる基準により、商業施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な商業施設の運営を行うこと。
- (2) 商業施設利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏洩の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

（協定の締結）

第13条 指定管理者の指定を受けた団体は、商業施設の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を市長と締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第14条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第16条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 管理経費の収支状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による商業施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第15条 市長は、商業施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による商業施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときにおいては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある者
- (3) 指定管理者の指示に従わない者
- (4) その他商業施設の管理に支障をきたすおそれがある者

(指定管理者が行う個人情報取扱い等)

第18条 指定管理者及び商業施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、商業施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第19条 第4条、第5条及び第17条の規定は、指定管理者に代わって、市長が商業施設の管理を行う必要が生じたときについて準用する。この場合において、第4条第2項中「指定管理者が、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長

が特に必要と認めるときは」と、第 5 条第 2 項中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と第 17 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 16 条までの規定については公布の日から施行する。